

政令第 号

高压ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

高压ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年三月二十日とする。

理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。